

4月25日相談支援事業所連絡会質疑応答の記録

質問1

特定事業者加算の要件の(7)に「計画相談支援と障害児相談支援の一月あたりの取扱い件数相談支援専門員一人あたり40件未満であること」があるが、この計算は月ごとに算定するのか、それとも基本報酬の算定と同様に前6か月の平均で算定するのか。

また40件を超えてしまった場合は超えた分だけ算定できないのか。それとも全部算定できないのか。

(回答)

40件未満の算定方法については、基本報酬の算定と同様に前6か月の取扱件数の平均値を前6か月の相談支援専門員の員数で除して算定します。算定方法の詳細はQ&AのNO78を参考にしてください。

また、40件を超えた場合については、全ての取扱件数について、加算は算定できなくなります。

質問2

平成30年4月から、サービス提供事業所から相談支援事業所に対してサービスの利用状況を報告することとなったという話であったが、その用紙にサービス提供実績記録票を使用するのはなぜか。また、利用状況を報告する意味はどのようなところにあるのか。

(回答)

サービス提供事業所から相談支援事業所への利用状況の報告は、相談支援専門員が利用者の状況をよりきめ細かく把握するためです。報告の様式としてサービス提供実績記録票を使用するのは、報告のために新たな書式を作成するような負担を事業所にかけない、ということで国からの通知にも示されているところです。

この、サービス提供事業所から相談支援事業所への報告について、具体的にどのように行っていたか、ということについては、区の方で検討中です。できるだけ、効果的に、かつ事業所への負担が少ない方法を考えております。

質問3

加算の記録に関する標準様式について、これはあくまで標準様式なので、事業所で作成した様式を使用してもよいか。

(回答)

国から提示されている標準様式であり、必ず使用しなければならない義務的なものではありませんが、加算の算定にあたり必要な項目が網羅されており、算定の根拠となるため、できる限りこの様式を使用させていただきようお願いいたします。

質問4

Q&Aの80で、サービス提供時モニタリング加算について、基本報酬を算定しない月においても算定

できるとの回答が出ているが、モニタリングを実施しない月においても算定できるのか。

(回答)

お見込の通りです。「サービス提供時モニタリング加算」については、継続サービス利用支援等の実施時又はそれ以外の機会において、サービス等利用計画等に位置づけた福祉サービス事業所等を訪問し、サービス提供場면을直接確認することにより、サービスの提供状況について、詳細に把握し、確認結果の記録を作成した場合に算定できるとされています。

質問5

「医療・保育・教育等連携加算」について、「福祉サービス等以外の医療機関、保育期間、教育機関等の職員と面談等を行い必要な情報提供を受け協議を行った上でサービス等利用計画等を作成した場合」に加算できるとされているが、この面談等には電話も含むのか。

(回答)

当加算については、別添厚生労働省告示第百二号（平成30年3月22日）にあるとおり「(前略) 機関の職員等の面談を行い、計画相談支援対象者等に関する必要な情報の提供を受けた上で、サービス等利用計画を作成した場合に(中略) 加算する」となっています。従って、電話は含まれません。

質問6

「精神障害者支援体制加算」について、加算の記録用紙の中に「地域移行支援・地域定着支援・自立生活援助等精神障害者支援に関する専門性を要する利用者名簿」というものがあるが、これに記入ないとこの加算は算定できないのか。

(回答)

Q&A91にあるように、この加算は、対象の障害特性を有する障害者への支援を行わなかった場合にも、算定は可能です。この利用者名簿は、相談支援事業所として対象の障害特性を有する障害者への支援の実績がある、ということが示すためのものであると考えていただければよいと思います。

質問7

「医療・保育・教育等連携加算」について、利用者本人ではなくその家族（子ども）が通う保育園等と連携した場合にも加算を算定できるのか。

(回答)

加算の算定はあくまでも、利用者ご本人が利用されている関係機関と連携した時のみが対象になります。

(基本報酬③)

問78 例えば、相談支援事業所において、1月から8月までの取扱件数及び相談支援専門員の配置数が以下のとおりであった場合、7月、8月の請求分において、サービス利用支援費（Ⅱ）又は継続サービス利用支援費（Ⅱ）（以下「基本報酬（Ⅱ）」という。）を何件算定するのか。

月	1	2	3	4	5	6	7	8
対応件数合計（件）	45	45	60	45	45	50	60	75
うち計画相談	30	30	30	25	30	30	40	50
うち障害児相談	15	15	30	20	15	20	20	25
相談支援専門員数（人）	1	1	1	1	1	2	2	2

(答)

基本報酬（Ⅱ）を算定する件数は、取扱件数（1月間に計画作成又はモニタリングを行った計画相談支援対象障害者等の数（前6月の平均値）÷相談支援専門員の員数（前6月の平均値））が40以上である場合において、40以上の部分に相談支援専門員の員数（前6月の平均値）を乗じて得た数（小数点以下の端数は切り捨てる。）により算定することとなり、上記例の場合では以下のとおりとなる。

① 7月分の請求について

- ・ 計画相談支援対象障害者等の数（1月から6月の平均値）

$$\rightarrow (45+45+60+45+45+50) \div 6 = 48.333\cdots \quad (A)$$

- ・ 相談支援専門員の員数（1月から6月の平均値）

$$\rightarrow (1+1+1+1+1+2) \div 6 = 1.166\cdots \quad (B)$$

- ・ 取扱件数 $\rightarrow (A) \div (B) = 41.428\cdots \quad (C) \geq 40$

のため、基本報酬（Ⅱ）を算定する必要があり、算定する件数は $((C) - 39) \times (B) = 2.833\cdots$ となり、小数点以下の端数を切り捨てた2件となる。

なお、計画相談支援と障害児相談支援を一体的に実施しているので、計画相談支援の7月の請求件数40件のうち2件を基本報酬（Ⅱ）で算定する。

② 8月分の請求について

- ・ 計画相談支援対象障害者等の数（2月から7月の平均値）

$$\rightarrow (45+60+45+45+50+60) \div 6 = 50.833\cdots \quad (A)$$

- ・ 相談支援専門員の員数（2月から7月の平均値）

$$\rightarrow (1+1+1+1+2+2) \div 6 = 1.333\cdots \quad (B)$$

- ・ 取扱件数 $\rightarrow (A) \div (B) = 38.125 \quad (C) < 40$ となり、全てサービス利用支援費（Ⅰ）又は継続サービス利用支援費（Ⅰ）を算定

することとなる。

(加算共通①)

問79 加算が複数創設されているが、全て併給が可能か。また、記録の作成が必要な加算についてはどのように記録したら良いのか。

(答)

以下の場合については、加算の併給はできない。

- ① 退院・退所加算と初回加算の併給
- ② 医療・保育・教育機関等連携加算と初回加算又は退院・退所加算（当該退院等施設のみとの連携の場合）の併給

記録については、別添資料2の標準様式を参考として作成し、5年間保存しなければならない。

(加算共通②)

問80 平成30年度の報酬改定で創設された加算の中で、基本報酬を算定していない月でも請求可能な加算はあるか。また、当該加算を単独で請求した場合、当該加算に対して特定事業所加算などの体制加算を算定することは可能か。

(答)

「入院時情報連携加算」、「居宅介護支援事業所等連携加算」及び「サービス提供時モニタリング加算」については、当該利用者について基本報酬を算定しない月においても、当該加算のみでの請求が可能である。

ただし、特定事業所加算などの体制加算は基本報酬にのみ加算されるため、「入院時情報連携加算」、「居宅介護支援事業所等連携加算」、及び「サービス提供時モニタリング加算」に対して算定することはできない。

(初回加算)

問81 障害児相談支援を利用していた障害児が、初めて計画相談支援を利用する場合について、計画相談支援の初回加算は算定可能か。また、計画相談支援を利用していた障害児が、初めて障害児相談支援を利用する場合も、障害児相談支援の初回加算は算定可能か。

(答)

算定できる。

(行動障害支援体制加算②)

問90 「行動障害支援体制加算」の届出が月途中で提出された場合、いつから実施した計画相談支援で加算が算定できるのか。

(答)

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成18年10月31日障発1031001 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) 第一の1の(4)の規定に準じた取扱いとする。

なお、要医療児者支援体制加算及び精神障害者支援体制加算も同様である。

(行動障害支援体制加算③)

問91 「行動障害支援体制加算」の対象となる者を配置していても、当該月に強度行動障害の利用者がいない場合は算定できないのか。

(答)

対象の障害特性を有する利用者への支援を行わなかった場合でも算定は可能である。なお、要医療児者支援体制加算及び精神障害者支援体制加算も同様である。

(2) 地域移行支援・地域定着支援

(地域移行支援の対象者)

問92 「介護給付費等の支給決定等について(平成19年3月23日、障発第0323002号 障害保健福祉部長通知)」の第五-2-(1)が改正されたが、対象者の範囲が変更となるのか。

(答)

地域移行支援の対象者は、障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者であるが、精神科病院の入院期間が1年未満の者等を一律に対象外としている事例が生じていることから、入院の期間や形態に関わらず支援の対象であることを明確にするために改正したものであり、対象者の範囲を変更するものではない。

(地域移行支援サービス費(I))

問93 地域移行支援サービス費(I)を算定する事業所の要件の一つに、「1以上の障害者支援施設又は精神科病院等(地域移行支援の対象施設)と緊密な連携が確保されていること。」とあるが、「緊密な連携」とは具体的にどのような状況が想定されるのか。また、どの程度の頻度で行う必要があるのか。

平成30年3月22日よ

抜粋

当たり、当該指定居宅介護支援を提供する指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。）又は指定介護予防支援事業所（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第2条に規定する指定介護予防支援事業所をいう。）（以下「指定居宅介護支援事業所等」といい、当該計画相談支援対象障害者等が利用する指定特定相談支援事業所と一体的に運営している場合を除く。）に対して、当該計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報を提供し、当該指定居宅介護支援事業所等における居宅サービス計画（介護保険法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。）又は介護予防サービス計画（同法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。）の作成等に協力した場合に、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する（当該指定居宅介護支援等の利用開始日前6月以内において、当該計画相談支援対象障害者等による当該指定居宅介護支援事業所等における指定居宅介護支援等の利用について本加算を算定している場合を除く。）。

(新設)

8. 医療・保育・教育機関等連携加算 100単位
 注 指定基準第2条第3項に規定する福祉サービス等（障害福祉サービス及び地域相談支援を除く。）を提供する機関の職員等と面談を行い、計画相談支援対象障害者等に関する必要な情報の提供を受けた上で、サービス等利用計画を作成した場合に、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する（3の初回加算を算定する場合及び6の退院・退所加算を算定する場合であつて、退院、退所等をする施設の職員のみから情報の提供を受けている場合を除く。）。

(新設)

9. サービス担当者会議実施加算 100単位
 注 指定継続サービス利用支援を行うに当たり、指定基準第15条第2